

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	第一幼児教育短期大学
設置者名	学校法人 都築教育学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

[yakuinmeibo.pdf \(daiichi-koudai.ac.jp\)](#)

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	社会医療法人 雪の聖母会マリア病院 医師	2024. 2. 11 ~ 2026. 2. 10	危機管理
非常勤	株式会社「タワラヤ」 社長	2024. 2. 11~ 2026. 2. 10	財務
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	第一幼児教育短期大学
設置者名	学校法人 都築教育学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<p>本学は文部科学省、厚生労働省の認可をうけ、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を付与する養成校であることから、それぞれの省が定める規定に則り、授業を計画するよう全教員に依頼している。</p> <p>また、授業計画(シラバス)は、各授業科目について作成前に教務部長からの説明があり、担当教員が毎年度見直しを実施し、年度当初のオリエンテーション並びに第一回目の授業において説明がなされ、学生に周知されている。また同時にホームページ上で公開している。</p>	
授業計画書の公表方法	実務経験のある教員等によるシラバス.pdf (tsuzuki-edu.ac.jp)
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

- ① 履修科目の評価基準・方法は、主として前期・後期の試験の得点のほか、授業時間内の小テスト、レポートや課題の提出状況及び作品制作や実習等の成果により行い、出席状況・受講態度及び平常点を加味し、総合的に評価を行っている。
また、実習科目については実習参加を保留とする場合は実習要綱に基づき、教務実習委員会の審議を経て教授会で学長が決定している。
実習参加の保留の基準については、各実習事前指導及び各実習要綱において、学生に周知されている。
- ② 成績評価基準は学則に明記され、学生便覧において学生に周知されている。
評価は、「秀」「優」「良」「可」「不可」であらわし、試験の結果「不可」となった学生については、1回限り再試験を行うことができるが、出席日数不足の場合は試験停止となる。なお、やむを得ない事情（忌引き休暇、感染性病気、就職試験等）で本試験を受験できなかった学生については、追試験を行う事ができる。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- ① 成績評価は各学年、教科毎、定期試験等の得点率をもって計数的かつ客観的に評価している。
- ② 最終的な総合評価は、各学年、各教科目（全教科必修）の成績評価をそれぞれ、「秀：4」「優：3」「良：2」「可：1」「不可：0」に数値換算し、その全教科目の数値の合計値を算出して成績を管理し分布状況を把握している。
客観的な指標については、ホームページで公開している。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

[r2 seisekikanri sihyou sansyutu.pdf](https://www.tsuzuki-u.ac.jp/~r2/seisekikanri_sihyou_sansyutu.pdf) (tsuzuki-
edu.ac.jp)

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本学のディプロマポリシーは、建学の精神である「個性の伸展による人生錬磨」をもとに策定され、その方針は学則に定められている。その他、HP、パンフレット等に記載し公表されている。

また、ディプロマポリシーに設定されている資質能力を身に付け、本学指定の卒業要件を満たした者に卒業を認定する。

卒業認定に際しては、本学の卒業判定会および教授会の議を経て学長が認定する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

[http://jc.tsuzuki-
edu.ac.jp/images/material/55/files/j6_regulat
ion_r2.pdf](http://jc.tsuzuki-edu.ac.jp/images/material/55/files/j6_regulation_r2.pdf)

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	第一幼児教育短期大学
設置者名	学校法人 都築教育学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	taisyakutaisyohyo.pdf (daiichi-koudai.ac.jp)
収支計算書又は損益計算書	shikinsyushi.pdf (daiichi-koudai.ac.jp)
財産目録	zaisanmokuroku.pdf (daiichi-koudai.ac.jp)
事業報告書	jigyohokokusyo.pdf (daiichi-koudai.ac.jp)
監事による監査報告(書)	kansa.pdf (daiichi-koudai.ac.jp)

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 認証評価 第一幼児教育短期大学 都築学園グループ (tsuzuki-edu.ac.jp)

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 幼児教育科
教育研究上の目的（公表方法： j1_kengaku_r2.pdf (tsuzuki-edu.ac.jp) ）
（概要） 2015年4月に施行された子ども・子育て支援制度は、保育者を目指す学生にとって必要不可欠な知識や実践課題を提供する役割が増大している。本学は養成校として多様な社会の要請に対処できるような専門的な資質を備えた保育者を育成するため、次の3つの教育目標を掲げています。 ① 子ども、保護者等との信頼関係を構築できる幼児教育者の育成 ② 保育技術、同知識及び創造力を持つ幼児教育者の育成 ③ 自己の人間観の確立を目指す幼児教育者の育成
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法： j1_kengaku_r2.pdf (tsuzuki-edu.ac.jp) ）
（概要） 幼児教育科のカリキュラムを履修し、専門知識・保育技術・技能を習得し、社会人としての知性と教養・マナーを身につけ、所定の単位を修得した者には、卒業を認定し短期大学士（幼児教育）の学位を授与する。さらに、幼稚園教諭免許・保育士資格を取得するための必要な単位を満たした者には、それぞれの免許・資格を授与する。 個性：子ども一人ひとりの個性を理解し、個性豊かな子どもを育てる能力を身につけた者 自主性：活動の意欲を引き出し、他者とのかかわりの中で、自分を発揮できる姿勢を身につけた者 社会性：他者とのかかわりを築く中で思いやりの心を培い、同時に集団における役割意識をもち、社会性を身につけた者 創造性：子どもたちの発想・創造性を最大限に引き出すことのできる、保育者として十分と思われるもの心と体の調和を図り、将来にわたる心身の健康の基礎をつくれた者
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法： j1_kengaku_r2.pdf (tsuzuki-edu.ac.jp) ）
（概要） 建学の精神のもと、「人間一人ひとりの持つ個性即ち専門性を最大限に伸ばし、教師と学生のふれあいの中で優れて保育者を育成する」という基本理念を踏まえ「豊かな感性」「知性と教養」「知識・技能」「観察力と指導力」などを修得させ、幼稚園教諭免許及び保育士資格が取得できるようカリキュラムを編成し、実施する。
入学者の受入れに関する方針（公表方法： j1_kengaku_r2.pdf (tsuzuki-edu.ac.jp) ）
（概要） ① 将来の保育者として、強い信念を抱いて学ぶことのできる人 ② 自らの個性を発揮しさらに進展させるとともに、他者や子どもの個性を尊重できる人 ③ 本学を目指す保育者像を理解し、温かい心で子どもを愛することのできる人 ④ 自分自身を大切にし、他者に対する謙虚さをもち、教養を磨き、マナーの向上に努めることのできる人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：[教育研究の基本的な組織図.pdf \(tsuzuki-edu.ac.jp\)](http://tsuzuki-edu.ac.jp)

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	1人	—					1人
幼児教育科	—	5人	2人	4人	0人	0人	11人
	—	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0人		14人					14人
各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)		公表方法： 教員の学位・教育研究活動 2024 版-1.pdf (tsuzuki-edu.ac.jp)					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
	100人	74人	74%	200人	140人	70%	0人	0人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	100人	74人	74%	200人	140人	70%	0人	0人
(備考)								

b. 卒業生数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業生数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
	65人 (100%)	1人 (2%)	64人 (98%)	0人 (0%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	65人 (100%)	1人 (2%)	64人 (98%)	0人 (0%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<p>(概要) 【様式第2号の3より再掲】</p> <p>本学は文部科学省、厚生労働省の認可をうけ、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を付与する養成校であることから、それぞれの省が定める規定に則り、授業を計画するよう全教員に依頼している。また、授業計画（シラバス）は、各授業科目について作成前に教務部長からの説明があり、担当教員が毎年度見直しを実施し、年度当初のオリエンテーション並びに第一回目の授業において説明がなされ、学生に周知されている。また同時にホームページ上で公開している。</p>

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<p>(概要) 【様式第2号の3より再掲】</p> <p>① 履修科目の評価基準・方法は、主として前期・後期の試験の得点のほか、授業時間内の小テスト、レポートや課題の提出状況及び作品制作や実習等の成果により行い、出席状況・受講態度及び平常点を加味し、総合的に評価を行っている。</p> <p>また、実習科目については実習参加を保留とする場合は実習要綱に基づき、教務実習委員会の審議を経て教授会で学長が決定している。</p> <p>実習参加の保留の基準については、各実習事前指導及び各実習要綱において、学生に周知されている。</p> <p>② 成績評価基準は学則に明記され、学生便覧において学生に周知されている。</p> <p>評価は、「秀」「優」「良」「可」「不可」であらわし、試験の結果「不可」となった学生については、1回限り再試験を行うことができるが、出席に数不足の場合は試験停止となる。なお、やむを得ない事情（忌引き休暇、感染性病気、就職試験等）で本試験を受験できなかった学生については、追試験を行う事ができる。</p>				
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
		6.2単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
GPAの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：[校地、校舎等の施設設備.pdf \(tsuzuki-edu.ac.jp\)](#)

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
	幼児教育	410,000 円	190,000 円	500,000 円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<p>a. 学生の修学に係る支援に関する取組</p> <p>(概要)</p> <p>1 生活支援</p> <p>(1) 生活支援については、各クラス担当のクラスアドバイザー、学生委員会、教学課及び就職課が連携を図り学生支援にあたっている。</p> <p>(2) 毎年5月に学友会主催の「新入生歓迎遠足」を実施しており、上級生や教職員との交流を通じて、入学直後の不安を軽減するとともに学生生活に対する意欲向上につなげている。</p> <p>2 学習支援</p> <p>(1) 本学の入学試験に合格し、所定の手続きを終え、入学する意志を示した学生について入学前教育講座を開講している。本講座では、「ピアノの個人レッスン」と附属幼稚園での「園児とのふれあい体験」を行っており、入学前の不安の軽減と本学で学ぶ動機づけを行っている。</p> <p>(2) 各学年の前期・後期の授業が始まる前に「前期（後期）オリエンテーション」実施し各学年、各期に応じた資格・免許に必要な科目履修について詳細に説明し、学習目標をしっかりと理解させたうえで各期の講義をスタートさせている。</p> <p>(3) 入学後の講義についても、小人数で行う講義が開講されており、学生と教員の信頼関係を築く工夫がなされている。特に専門科目の一つであるピアノでは、学生の習熟度に応じてクラス編成するとともに、個別指導をとおして学生の進捗状況に応じた教育を実践している。</p> <p>(4) 平成28（2016）年からは出席状況等を管理する学籍管理システム（キャンパスプラン）の運用を始め、学習支援に活用している。</p> <p>3 通学支援</p> <p>公共交通サービス網が脆弱な地方の特性を考慮し、鹿児島県内及び宮崎県の一部のエリア（7方面）にスクールバスを運行し、多くの学生が自宅から通学できるように便宜を図っている。</p> <p>4 学生相談</p> <p>学生の相談に関する窓口として、教学課や就職・厚生課、保健室があるとともに、クラスアドバイザーが、適宜学生への個別面談を行うなど柔軟に対応している。また令和2年度よりオフィスアワーを設け学生の相談に応じている。</p> <p>5 経済的支援</p> <p>(1) 本学における経済的支援の中心は、奨学金制度の活用となっている。主な奨学金の取扱いは「日本学生支援機構の給付及び貸与」、宮崎県及び鹿児島県の社会福祉協議会が行っている「保育士修学資金」の貸付事業がある。また一般社団法人 生命保険協会の保育士養成給付型奨学金制度の指定校となっており毎年一人の学生に給付されている。</p> <p>2年次に進級する際、1年次の成績を基に学業成績優秀者を選任し、当該学生については、2年次の授業料を減免している。</p>
--

b. 進路選択に係る支援に関する取組

(概要)

就職支援体制として、1年次の前期オリエンテーション時から就職ガイダンスを計画して行っている。また2年次に通年科目である「キャリア講座」を設け、年間を通して個々の学生の就職への意識を高め、能力及び適正を把握するとともに、就職活動を円滑に進められるように支援している。また学内の支援体制として、就職委員会規程を定め、就職課及び2年生のクラスアドバイザーが緊密に連携して学生の就職を支援している。

就職担当者による卒業生の就職先訪問も毎年実施しており、卒業生の就労状況の確認及び就職先からの要望の把握などに役立っている。教育課程内においては、本学は文部科学省より教員養成課程、厚生労働省より指定保育士養成施設の認定をうけており、所定の科目を履修する事によって、卒業と同時に「幼稚園教諭二種免許」と「保育士資格」を取得する事が可能である。開学依頼ほとんどの学生がこれら2つの資格を取得し、取得した免許及び資格を活かした就職の実現がなされている。また平成29年度か認定ベビーシッター資格取得指定校」の指定を受け、ほとんどの学生はその資格を取得し、就職先の選択肢の範囲を広げている。

教育課程外においては、こどもを取り巻く社会の変容や保育現場からのニーズに応じて、平成20年度より日本赤十字社の認定する「幼児安全法支援員」の資格取得及び平成26年より公益財団法人に本幼少年体育協会が主催する「幼児体育指導者検定」の検定受験を進めている。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

1 健康管理

- (1) 学校保健法及び都築教育学園保健管理規程第5条・第6条に基づき全学生に対する定期健康診断を毎年4月に計画・実施し、その診断結果について通知するとともに、所見のある学生には専門医の受診等を指導している。
- (2) 本学では保育士・幼稚園教諭の養成を行っていることから学生が学外に実習に出る機会が多い(1年次2回、2年次3回)。感染症予防の観点から、入学時に本学指定の感染症(麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎)について抗体検査を実施し、抗体のない学生については抗体を接種するよう義務付けている。また冬季の実習に際しては、インフルエンザワクチンの接種を義務付け、実習に参加させている。
- (3) キャリア講座の一環として危険ドラッグについての講話を実施し、薬物乱用の予防対策を講じている。

2 保健衛生

- (1) 学生の保健に係る施設として「保健室」を整備している。保健室の使用目的は、軽度の負傷や疾病等に対応するほか、医療機関に搬送するための一時的待機所として使用している。対応にあたっては看護師、保健師資格を有する教員が主となり対応している。
- (2) 感染症の流行期には地域の感染症発生状況を把握、伝達するとともに、消毒薬の設置マスクの配付など感染症予防対策を講じている。
- (3) カウンセリング(心理カウンセラー)を担当する教員が常駐し、学生の相談に応じる体制を整えている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：[学則 \(tsuzuki-edu.ac.jp\)](http://tsuzuki-edu.ac.jp)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F246310111714
学校名 (〇〇大学 等)	第一幼児教育短期大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 都築教育学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		22人	20人	42人
内訳	第Ⅰ区分	10人	14人	
	第Ⅱ区分	9人	5人	
	第Ⅲ区分	3人	1人	
	第Ⅳ区分			0人
家計急変による支援対象者 (年間)				0人
合計 (年間)				42人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	0人
計	人	人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	6人	4人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	6人	4人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。